

平成 29 年第 11 回

北広島市教育委員会会議録

日時：平成 29 年 8 月 21 日（月）
午後 2 時 00 分～2 時 30 分
場所：市役所 4 階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	議案第1号 北広島市教育基本計画・推進計画（平成30～32年度） の策定について・・・・・・・・	3
	議案第2号 平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択に ついて・・・・・・・・	3～5
	議案第3号 平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の 教科用図書の採択について・・・・・・・・	5～7
	議案第4号 平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科 用図書の採択について・・・・・・・・	7～9
	議案第5号 北広島市立学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・	9
日程第5	そ の 他・・・・・・・・	10
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	10

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	水口真
	教育委員 (教育長職務代理者)	松本 懿		教育部次長	佐藤直己
	教育委員	大山秀之		学校教育課長	河合一
	教育委員	成田郁久美		小中一貫教育課長	富田英禎
	教育委員	石上浩子		文化課長	丸毛直樹
				エコミュージアムセンター長	小島 晶
			学校給食センター長	鈴木靖彦	
			社会教育課主査	山田孝博	
			記録員	教育総務課主査	花田秀樹
				教育総務課主事	吉本早貴

開会 午後2時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、平成29年第11回教育委員会会議を開会いたします。
議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○吉田教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、大山委員を指名いたします。

◎日程第2 会議録の署名

○吉田教育長 日程第2 会議録の署名についてであります。平成29年第8回教育委員会の会議録につきまして、署名委員であります成田委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

◎日程第3 教育長報告

○吉田教育長 日程の第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告2点と、一般行政報告を教育部長のほうから2点にわたって報告させていただきます。

まず始めに、全国コミュニティ・スクール研究大会についてであります。今年度は、岐阜県岐阜市において、8月3日(木)に全国コミュニティ・スクール連絡協議会の総会が4日(金)に研究大会が開催され、西部コミュニティ・スクール運営協議会の2名の委員さんとともに出席してまいりました。

連絡協議会は、コミュニティ・スクール(C・S)を推進する教育委員会の教育長等が、情報交換等を行うことにより、連携・協力しながら、その取組みを一層充実・発展させることを目的としております。

総会では、役員人事において、会長に京都市の在田教育長が再任されております。また、北海道支部の支部長に、私が選任されております。

なお、来年度の開催地として、北海道三笠市が決定したところであります。

2日目の研究大会は、「地域の教育力を高め活用するコミュニティ・スクール」を大会テーマに開催された、第1部では、「30年後の社会をつくる子どもたちのために」と題し、東京大学 牧野 篤教授による基調講演があり、第2部では、「始めよう広げようC・S」と題し、児童・生徒も加わっ

たパネルディスカッションが行われました。

全国でのコミュニティ・スクール導入校は、平成29年4月1日現在、3,600校（昨年度比794校増）となっており、その進展が大いに期待されるところであります。

大会に参加し、北海道で、制度を先進的に導入した市として、「地域とともにある学校づくり」に向けた取組をさらに充実させるよう努めなければならないと感じたところであります。

次に、総合教育会議についてであります。7月31日（月）に、「小中一貫教育の推進について」を協議・調整事項として開催されました。

会議前半では、話題提起として、7月12日（水）から14日（金）に、小中一貫教育推進会議の委員等が訪問しました大阪府箕面市と吹田市への視察報告を、小中一貫教育課 富田英禎課長から行いました。その後、小中一貫教育による子どもの変容や学校の組織体制、教育環境の整備などの視点から議論が行われました。

会議のまとめとして、市長からは、小中一貫教育の開始準備が学校現場で、着々と進んでいる確認ができたこと、その進め方について総合教育会議委員の間で認識が一致していることについての了解が求められ、了承されたところであります。

○水口教育部長 続きまして、一般行政報告に入ります。

まず始めに、子ども大使交流事業についてであります。左田団長はじめ東広島市子ども大使の皆さん20名が、8月23日（水）から25日（金）までの間、本市を訪れます。滞在期間中には、市への表敬訪問や学校間交流、農作業体験などの事業を予定しております。

また、29日（火）には、東広島市に派遣しました本市子ども大使による報告会が開催されますので、教育委員の皆様にも参加いただき、事業の成果をご覧いただければと思います。

次に、第35回30キロ歩ける会についてであります。9月23日（土）に、総合体育館を発着点として、市内各地区を回る30kmコースと北広島団地内トリムコースを回る9kmコースを設定し、開催いたします。

なお、市広報9月1日号にて、参加者の募集を行うこととしております。

○吉田教育長 私のほうから追加でご報告をさせていただきます。

教育委員会委員の任命についてであります。現委員の石上浩子さんは、前任者の退任に伴い本年3月1日に就任し、9月30日をもって任期満了となります。市といたしましては、石上さんに教育行政の充実・発展にさらにご尽力いただきたく、本日、再任についての同意案を市議会に提案しましたところ、全議員一致で同意承認をいただきましたので報告いたします。

なお、任期は、平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間となります。

以上でございます。

○吉田教育長 皆さんのほうからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第4 ○議案第1号 北広島市教育基本計画・推進計画（平成30～32年度）の策定について

○吉田教育長 続きまして、議案第1号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成30～32年度）の策定につきまして、説明をお願いします。

○佐藤教育部次長 議案第1号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成30年～32年度）の策定についてであります。平成23年3月に策定した教育基本計画（平成23～32年度）を着実に推進するため、教育推進計画を毎年策定することとしております。

この度、平成30年度から平成32年度までの教育推進計画の策定にあたりまして、北広島市教育施策審議会において、2ページの別紙案のとおり諮問を行うため、教育委員会の議決を求めるものであります。

審議会では、教育推進計画の内容等についてご審議をいただき、明年3月上旬頃までに計画案の答申をいただく予定としております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成30年～32年度）の策定につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。

議案第1号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成30年～32年度）の策定につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案どおり可決といたします。

○議案第2号 平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択について

○吉田教育長 続きまして、議案第2号、平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第2号から第4号までの教科用図書の採択に係る議案についてですが、議案の説明に入る前に、教科用図書採択の制度や方法などについて、説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

教科用図書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。

また、採択の方法については、義務教育である小中学校等の教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる無償措置法によって定められております。

採択にあたっては、無償措置法の規定により都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定し、その地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同

一の教科書を採択することとなっております。

採択地区は、都道府県の教育委員会が自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することになっており、道内には23採択地区が設定されております。

本市は、札幌市を除く、石狩管内7市町村による第1採択地区となっておりますが、第1採択地区内の教育委員会では、共同して種目ごとに同一の教科書を採択するための協議の場として「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会」を設置し、協議会規約の規定により設置した調査研究委員会による専門的調査研究を行っているところであります。

採択の時期については、市町村教育委員会が協議会の決定を受けて、それぞれ採択を行うものであり、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととされています。

なお、同一の教科書を採択する期間については、通常4年と規定されており、この間特別な事情がない限りは、毎年度、同一のものを採択することとなっております。

続きまして、採択の周期についてであります。資料3をご覧ください。

現在、小学校で使用している教科書につきましては、平成26年度に採択し、平成27年度から平成30年度までの4年間、同一の教科書を採択することとなります。

また、中学校の教科書については、平成27年度に採択し、平成28年度から平成31年度までの4年間は同一の教科書を採択することとなります。

なお、新たに採択する「特別の教科 道徳」の教科書については、小学校は平成29年度、中学校は平成30年度に採択することとなっております。

以上が、教科用図書採択の制度や方法等であります。

なお、平成29年度については、6月の教育委員会会議でお知らせしましたとおり、平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科書を採択する年度であることから、一般の方々に教科用図書についての意見をいただくため、6月16日（金）から7月2日（日）まで、市図書館で図書の展示を行い、14件の意見がありました。

第1地区教科用図書採択教育委員会協議会では、調査研究委員会からの調査報告と、市民の方々からの意見も参考にしながら、資料1のとおり、1種の教科用図書を選定したところでありますので、選定された教科用図書の採択についての議案を、この後提案させていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第2号、平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択についてであります。市内の公立小中学校で使用する平成30年度の教科用図書について、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会からの協議結果の通知を受け、4ページから5ページのとおり今年度と同一の教科用図書を採択するため、教育委員会の議決を求めるものであります。

現在使用している小学校の教科用図書は、平成26年度に採択し、平成27年度から使用しており、また、中学校用教科用図書は、平成27年度に採択し、平成28年度から使用しております。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、及び同法施行令第15条の規定により、採択された教科書の発行が行われなくなった場合など、特別な事

情がない限りは、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を使用することとなっておりますが、同法施行令第14条の規定により、採択については、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第2号、平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。

議案第2号、平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択につきまして、原案のとおり決することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案どおり可決といたします。

○議案第3号 平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第3号、平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択についてであります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書について、7ページの別紙のとおり採択したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

7ページ別紙の教科用図書は、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会が選定したものであり、選定理由については資料1のとおりであります。

協議会では、学習指導要領の方針や内容との関係を基本としながら、それぞれの教科用図書で取り扱われている内容や構成・配列、分量等が適正であるかなどについて、調査研究委員会の調査研究報告と市民の方々のご意見も参考にしながら協議を重ね、第1地区内で使用する教科用図書を選定したものであります。

なお、教育長が協議会委員を務めておりますので、詳細につきましては教育長からご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○吉田教育長 それでは、協議会に出席いたしましたので、私から、議論及び採択の概要等について説明させていただきます。

まず、資料1の3ページ目をめくっていただきまして、選定理由についてご覧になってください。8社の教科書がありまして、それについて、採択協議会の中に調査研究委員会をつくりまして、そこで専門性のある先生方や有識者、そして保護者の代表が入って調査研究していただきました。その委

員会の報告を受けて、採択協議会の中で選定をさせていただいたところであります。

その折の様子であります。今回の道徳の教科化のきっかけになりましたのは、やはり大津市で起きたいじめの問題が大きな視点としてあるということから、どの教科書会社もいじめの問題についてどのように取り上げているかということが大きな視点となりました。どの教科書会社も取り上げてはありましたが、そこにあります光村図書という教科書会社の教科書は、いじめについて、学校で実際に起こり得る事象を題材として取り上げており、子どもたちが実感しながら学べる題材が多いというのが特徴的だという選定理由が挙げられています。

それから二つ目に、「考え、議論する道徳」という指導方法が、道徳の授業をするときに大事な視点として文部科学省から示されています。一方的な徳目ありきの指導ではなく、事例を通して、あるいは教材を通して、いろいろな考え方があり、相互に意見の交換や議論をして、いわゆる一定の答えに導くのではなくて、多様な意見が存在し、認め合える授業展開を工夫しなさいということでもあります。そうしたことについて、導入、展開、終末という流れを意識している教科書だという評価を受けたわけでもあります。

また、「考えよう」とか「つなげよう」とか、質問事項が最後にあったり、プラスの工夫点も評価されたところであります。

最終的には複数の候補が上がりましたが、「考え、議論する道徳」という視点に優位性がある、光村図書が総合的によいということになりました。

次に、取り扱う内容、構成、排列、分量、そして使用上の配慮ということが三つ目の観点として話し合われました。とりわけ、そこで出てきたのは習った漢字のルビの問題です。例えば、5年生の教科書を見てみますと、5年生で初めて習う漢字は、まだ習っていないことからルビを振るのですが、他の教科書会社は、どこかで一回出てきたら、次は振っておりません。光村図書の教科書は全部振っているというところで、国語の勉強ではないことから、ずっと読み下せるような工夫ではないかというようなことでありました。

それから、題材にもよるのですが、漫画など、子どもが最初に入りやすいように工夫した教材を使っています。他の教科書会社もキャラクターなどいろいろ工夫されてはいるのですが、こういう漫画を通して考えてもらうというのが一つの手法として新しくよいのではないかという視点がありました。

四つ目が、振り返りのできる評価構成ということでもあります。他の教科書会社は、1年間終わって最後に振り返ることが多いです。光村図書は、教材ごとではないのですけれども、学期ごとに折々振り返るということで、これも特徴としてあるということでもありました。

実は、北広島市の展示会での意見の中で、評価について、先生方が一方的な価値観を押しついたりすることのないような選定をしてほしい、そのようにならない教科書を選定してほしいという意見がありまして、協議会の中で私のほうからもご意見があったという話をいたしました。その中で振り返りのところが一つの視点として取り上げてもらえたので、意見をいただいたものの一部ではありますが、反映できたと思っております。

その4点が理由書には載っています。

また、教育委員の学習会の中で話題に出ておりましたが、何社か分冊があることが話題になりました。

て、最終的に委員の議論の中では、低学年から全てあるので、なくしたとか、あるいは、全部取り扱うのか取り扱わないのかとか、本当に書かせることばかりで、議論したり考えたりする上で、取り扱い方が難しいという意見が大勢を占めまして、分冊は今回見送ろうという経過がございました。

こうしたことから、光村図書がよいだろうということで、道徳の教科書として選定されたところがあります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につきまして、ご質疑等ございますか。

○松本委員 私は4年生の教科書を5、6社見ましたが、評点は光村図書が一番高かったです。それは、ただいまご説明いただいた2番目にあります、「考えよう」や「つなげよう」といった、学びの単元ごとにしっかり振り返りがあるということが理由として挙げられます。指導する側からすると、ねらいがつけやすい印象を受けました。

○吉田教育長 ありがとうございます。初めての道徳の教科書でしたので、先生方も使い勝手がよい教科書がよいのではないかとということも考慮いたしました。

○吉田教育長 その他にご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。

議案第3号、平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案どおり可決といたします。

○議案第4号 平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

○吉田教育長 続きまして、議案第4号、平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第4号、平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてであります。北広島市立小学校及び中学校用教科用図書として採択した文部科学省検定済教科書の下学年用、及び文部科学省著作教科書、並びに北海道教育委員会が作成した「平成30年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料」に登載されている313点の一般図書について、平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書として採択したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

特別支援学級に在籍している児童生徒は、障がいの種類や程度が様々であることから、学校教育法附則第9条の規定により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合には、文部科学省検定済教科書の下学年用、及び文部科学省著作教科書、並びに一般図書を使用することができるとなっております。

一般図書につきましては、個々の児童生徒に合わせて選択ができるように、北海道教育委員会が毎年作成する「小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に登載されている図書を、毎年、採択しております。

資料1の最後のページにありますように、協議会では、平成30年度に使用する一般図書として、北海道教育委員会から新たに教科別に追加となった9冊について調査を行った結果、北海道教育委員会が作成した「平成30年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に登載されている313点を一般図書とすることについて決定をしたところであります。

なお、こちらにつきましても、教育長のほうから詳細につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 それでは、議論及び採択に関わりましたので、報告を兼ねながらご説明させていただきます。

資料1の最後のページをご覧ください。

対象は9冊ありまして、それぞれ先ほど申し上げた調査研究委員会で検討をいただいて、全部適当であるというのが結論です。その中で議論になりましたのは、1番目にありますように、「人との関わり」や「生命」「自然」「集団や社会との関わり」という内容が多く含まれていて、他教科との関連性もあったり、道徳性の内容ともつながっているものが多いということで、9冊全部について採択することといたしました。

それから、二つ目のところで、絵や写真、イラストなど、障がいのある子に応じて、楽しく学習に入っていけるような工夫がされているものがほとんどということでもあります。私もいろいろ見てみたのですが、知育の本のような感じです。

それから、最後に、3番目のところにあるのですが、今申し上げた、触ったり見たりして取り組みやすい工夫があるということで、特に、本の三つ目の、「絵でわかるこどものせいかつずかん」ですが、文字が飛び出していたりへこんでいたりして、指でなぞると形が伝わるといった本も含まれております。それぞれ工夫があるということであり、全ての障がい種に当てはまるわけではないのですが、学校で選択する上で、こういう教材も一般図書としてあってよいのではないかとということで、最終的にはこの9冊を採択することになったところでもあります。

調査研究委員会でも委員長がおっしゃっていたのは、子どもの実際の生活に寄り添っている教材が出たということでありました。

○吉田教育長 ただいまの議案第4号、平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。

議案第4号、平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第4号につきましては、原案どおり可決いたします。

○佐藤教育部次長 ただいま、平成30年度に使用する教科用図書につきまして、本市教育委員会で採択いただきましたが、無償措置法の規定により、8月31日までに、共同採択地区である石狩管内の6市町村の教育委員会で同様の採択が行われることとなります。

7市町村すべての教育委員会で採択が決定されて、はじめて平成30年度に使用する教科用図書が最終的に決定することとなります。

教科用図書やその採択につきましては、国民の関心が高く、また開かれた採択が一層求められていることから、本市の情報公開条例に基づいた範囲で、①採択教科書一覧、②協議会委員、③協議会規約、④会議録、⑤調査研究報告書について、9月1日から15日まで、教育委員会窓口と図書館及び市のホームページで公開をしたいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議案第5号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第5号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてでございますが、平成30年度から小中一貫教育を市内全中学校区で実施することに伴い、平成28年3月22日付け文部科学省通知に基づき、当該小学校と中学校が小中一貫教育を施すものである旨を規則において明らかにする必要があるため、北広島市立学校管理規則において小中一貫教育に係る規定を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。

議案第5号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決することとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第5号につきましては、原案どおり可決いたします。

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明願います。

○佐藤教育部次長 次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回、平成29年第12回につきましては、9月7日の木曜日、時間は午後3時00分から、場所は同じく市役所4階の会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案としましては、平成29年度北広島市スポーツ賞ならびに文化賞等受賞者の選考の諮問についてであります。

以上でございます。

○吉田教育長 次回、第12回の定例会は、9月7日の木曜日、午後3時から、場所は今回と同じく市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第11回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

午後2時30分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
